

証拠説明書 19

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成29年6月30日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲E号証)

甲E号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
82	発電電力量(発電端)構成比の推移(2003年度~2014年度)	被告		写し				被告の平成22年における発電電力量実績は1,400億kWh超であったこと。 浜岡原子力発電所の発電設備はフル稼働しても発電電力量実績の15%に過ぎないこと。		
83	発電実績・年度末発電設備	被告		写し				被告の平成27年における発電電力量実績は1,319億kWhであったこと。 浜岡原子力発電所の発電設備はフル稼働しても総発電量の10%(2015年)であること。		
84	販売電力量の推移	被告		写し				被告の販売電力量は、2010年には1309億 kWh だったものが2015年には1220億kWhに減少していること。		
85	米国産シェールガスLNGを初輸入、エネルギーコストの低下に道ひらく	The Capital Tribune Japan	平成29年1月20日	写し				日本の同盟国であるアメリカが、2017年よりLNGの輸出を開始したこと。		
86	経営理念	原子力発電環境整備機構		写し				原子力発電環境整備機構とは、使用済核燃料を最終処分するために作られた事業体であること。		
87	特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針が改定されました~国が全面に立ち取り組みます~	経済産業省	平成27年5月22日	写し				2002年から15年に渡って、「処分地選定調査」受け入れの自治体を公募したが、1件の応募すら無く、ついには政府が提示する方式に変更したこと。		